

特別定額給付金の申請はお済みですか？

市では、「新型コロナウイルス感染症対策室」を開設し、特別定額給付金(10万円/人)を市民の皆様に、お届けしています。

申請期限を過ぎると、給付金をお届けすることができません。

申請がお済みでない方は、郵送申請もしくはマイナンバーカードによるオンライン申請でお早目にお申し込みください。

▶**給付対象者**／令和2年4月27日時点で、住民基本台帳に記録されている方

▶**受給権者**／給付対象者の属する世帯の世帯主

▶**申請方法**／

郵送申請	送付した申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに同封した返信用封筒を使用して返送
オンライン申請	マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルサイトからオンラインで申請

▶**申請期限**／8月14日(金) (郵送申請の場合は当日消印有効)

※感染拡大防止のため、お電話での問い合わせ、郵送・オンラインでの申請にご協力ください。

問 新型コロナウイルス感染症対策室 ☎(55)7100

男女共同参画のすすめ

育児休業制度を活用しよう

育児休業制度

原則、1歳になるまでの子どもを育てる男女従業員が取得できる、仕事と育児の両立を支援するための制度です。満1歳になるまでの間で、希望する期間の取得が可能です。

パパ・ママ育休プラス

夫婦ともに育児休業を取得すると、子どもが1歳2か月になるまで、休業期間を延長できます。
※父母それぞれが1年を超えない範囲内

パパ休暇

男性は、産後8週間以内に育児休業を取得した場合は、期間内に、2回目の育児休業を取得することができます。

平成30年の育児休業取得率は、女性82.2%、男性6.16%です。国は、男性の育休取得率を令和2年までに13%に上げることを目標としています。

ワーク・ライフ・バランスの実現のために、育児休業制度を積極的に活用しましょう。

問 市民協働課 ☎(55)7113

